

荻原記念病院 面会運用規定

（目的）

第1条 本規定は、医療法人一輝会荻原記念病院（以下、当院）の入院患者への面会について必要な事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止対策・防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族等との交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

（面会運用について）

第2条 当院における入院患者への面会は下記に掲げる運用にて行う。

- (1) 面会時間：13 時～19 時（土日祝：10 時～19 時）
- (2) 面会受付方法：スタッフステーションカウンターにある面会簿に必要事項を記載
- (3) 面会時間：制限無し
- (4) 面会可能人数：制限無し
- (5) 面会可能な方：風邪症状がなく患者さんの許可を得ている方
- (6) 面会場所：原則としてデイルーム（※移動できない方については病室内可）

（面会における留意事項について）

第3条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- (2) 病院が定める面会時間・面会可能な方・面会場所などを守ること。
- (3) 病院敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止された行為を行わないこと。
- (4) 見舞い品として飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟師長又は師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと。
- (5) その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。

前項各号に違反した場合、病棟師長又は師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

（主治医判断による面会の制限について）

第4条 患者の主治医が当該患者の病状等を鑑みて、医学的見地から面会を行うことが不適切と判断した場合は、個別に面会を制限することができる。

（本規定の定期的な見直しについて）

第5条 本規定については、少なくとも年 1 回以上見直しを行うこととする。

附則 本規定は令和 8 年 6 月 1 日より施行する。